

令和5年度第5回吹田市成年後見制度利用促進体制整備検討会議議事概要

- 1 日時 令和5年8月22日（火）午後2時から午後3時20分まで
- 2 場所 吹田市役所 中層棟4階 第4委員会室
- 3 出席者ほか
 - (1) 委員 8名
明石隆行（種智院大学人文学部社会福祉学科 教授）
青木佳史（大阪弁護士会）
伊藤貴胤（大阪司法書士会）
矢島繁一（大阪社会福祉士会 副会長）
入江政治（吹田市民生・児童委員協議会 地区委員長）
稲垣亮祐（吹田市医師会 理事）
八田恵美子（きずな訪問看護ステーション 管理者）
村田優美（吹田市介護保険事業者連絡会）
 - (2) 事務局（市職員） 9名
大山達也 福祉部長
安井克之 福祉部次長（福祉総務室長兼務）
紙谷裕子 福祉総務室参事 平井倫子 高齢福祉室参事
齋藤知宏 福祉総務室主幹 山田卓生 障がい福祉室主幹
本郷夏実 福祉総務室主任 上垣美帆 福祉総務室
賀集恒介 福祉総務室
 - (3) 関係者 2名
森本大介 吹田市社会福祉協議会総務課長
朽久保秀紀 吹田市社会福祉協議会総務課日常生活自立支援係長
 - (4) 傍聴 3名
- 4 会議資料
 - (1) 投影資料（全9ページ）
 - (2) 吹田市成年後見制度利用促進体制整備検討会議における意見書（案）
- 5 内容
 - (1) 第4回検討会議の振り返り
 - (2) 中核機関の周知方法
 - (3) 中核機関の実施計画と進捗管理
 - (4) 意見書（案）について
- 6 議事 下記のとおり

議事（会議要旨）

委員長 まずは議題 1、第 4 回検討会議の振り返りについて事務局から説明をお願いします。

事務局 資料 3 ページを御覧ください。前回の第 4 回検討会議では地域連携ネットワークに係る会議体の案として、協議会の運営方法について事務局案を提示いたしました。その中で、「協議会の開催頻度が年 1 回から 2 回となっているが、それだけでは事業計画と事業報告で終わってしまい、意見交換や課題の検討を行うことが難しい。各論を検討できるような部会を作るとよいのでは。」との御意見を頂いたことにつきまして、事務局の考え方をお答えします。まず、運営委員会では構成員である福祉総務室、高齢福祉室、障がい福祉室、中核機関の間で連携し情報を共有した上で、三士会の皆様の御協力をいただきながら日々の課題に取り組んでいくことを考えております。また、協議会の運営が事業報告や地域課題の共有だけにとどまらないよう、運営委員会で議論したこと等を報告し、意見交換や課題の検討等を行うなど、議論を深めることができる会議運営となるよう運営方法について検討いたします。実際に協議会を運営していく中で、重点的に議論が必要な案件が顕在化していくことが考えられますが、その際には協議会の中でより深い議論ができるようにグループワークを取り入れるなど、柔軟な運営ができればと考えております。

続いて資料 4 ページを御覧ください。前回皆様から御意見をいただきました「中核機関を担う団体のイメージについて」振り返りとして事務局でまとめましたので御説明いたします。中核機関を担う団体のイメージとして、市と様々な接点を持っており、法人後見事業を行っているなどの経験がある団体、この検討会議の中で議論してきた内容を理解したうえで業務を遂行できるような団体、行政とも関係が深く、公共・民間の緩衝材となるような推進力のある団体、高齢者や障がい者など分野に偏らず、横断的に機能できる団体、重層的な問題を抱える案件が増えており、各支援窓口につながるための旗振り役を担うことができる団体、できる限り早期の設置が可能な団体、などの中核機関を担う団体に関するイメージについて御意見をいただきました。そして、具体的な団体名を挙げていただいたものとしては、吹田市社会福祉協議会は普段から地域とつながりがあり、市内全域の各地域で持っているネットワーク

を活かして福祉の課題をしっかりと解決することが可能だと考える、との御意見をいただきました。また、中核機関を担う団体のイメージとあわせて、委員の皆様からは委託先の選定に際しては、公平性や手続きの透明性も重要であるが、事業の専門性の観点と長期的な運営が可能かどうかについても重視する必要があるとの御意見もいただきました。市内で権利擁護や成年後見に関する事業を実施している事業者として、本検討会議の村田委員が理事長をお務めの一般社団法人「後見センターともする」が挙げられると思います。事前に同法人「後見センターともする」で中核機関を運営するイメージをお持ちか御相談させていただいたところ、権利擁護の入り口となる初期段階においてはまず吹田市社協がふさわしいというお話もいただきました。

市としましては、今後、これらいただきました御意見をもとに、中核機関業務の委託先を選定してまいります。事務局からの説明は以上でございます。

委員長 事務局から前回の振り返りについて説明がありましたが、御意見等がありますか。ないようでしたら次に進みます。続いて議題2、中核機関の周知方法について、事務局から説明をお願いします。

事務局 それでは中核機関の周知方法について御説明させていただきます。資料5ページを御覧ください。こちらは中核機関の業務内容である、広報機能による周知とは異なり、市が中核機関を開設することをお知らせすることが目的となります。まずは開設前になりますが、令和6年2月10日（土）に「地域福祉市民フォーラム」の開催を予定しています。地域福祉市民フォーラムとは、第4次吹田市地域福祉計画の取組の方向性として、人権や福祉に関して気軽に学習できる場を提供したり、地域に密着した啓発活動を行うなど、人権・福祉に対する意識の向上に向けて取り組むものです。令和5年度については、「権利擁護と地域福祉」をテーマとし、成年後見制度を含む権利擁護に関する内容についての基調講演と、地域福祉の担い手である吹田市社会福祉協議会と、高齢・障がい分野の事業所による取組報告を行います。基調講演につきましては、本検討会議の委員長である明石先生に御快諾いただけましたので、本検討会議における検討状況についても御報告いただく予定となっております。少し先の日程にはなりますが、委員の皆様も御都合が合いましたらぜひ御参加いただければと思います。この地域福

祉市民フォーラムは吹田市在住・在勤・在学の方を広く対象としており、高齢者も障がい者もそうでない人も、また権利擁護の支援者側にもお越しいただきたいと考えております。フォーラムのポスター・チラシができましたら、委員の皆様にも市内でつながりのある事業所等でチラシやポスターの配布など周知に御協力をいただけましたら嬉しいです。2点目以降の市の公式 YouTube チャンネルへの紹介動画配信や、ホームページ、各種 SNS への掲載、チラシ配架につきましては、中核機関開設後に中核機関と協力して実施したいと考えております。他にも中核機関開設の周知方法として、何かいい案がございましたら御教示ください。事務局からの説明は以上でございます。

委員長 ただいま事務局から中核機関の周知方法について説明がありましたが、どちらかというと広く市民に向けた周知の方法だったと思います。それぞれ現場で御活躍の皆様から何か提案がありましたら御紹介いただきたいと思います。

A委員 地域の精神保健福祉の観点で言うと、中核市にもなりましたし、保健所と連携して市民向けの広報を行うのもありだと思います。そして前から思っていたのは相談を受ける側の専門職の方にどう周知していくかが重要になるので、このあたりは中核機関がその機能の中で広報、啓発として学びの場を提案していけるといいと思います。

委員長 保健所を中心としたネットワークを活用したり、中核機関を作る側と伝える相手側の共通認識を持つために、支援者に向けて周知というよりは、お互いに勉強し合いながら意識を醸成していくということが必要だという御意見ですね。

B委員 訪問看護の立場では、高齢者はなかなか外出するタイミングが少ない方も多く、かと言って市報やホームページをしっかりと読めているかと言うと、見落としていたり、せっかくな制度があっても情報が伝わり切っていないので、そう言った方には誰かが伝えてあげる必要があると思います。そこで、まずは現場の専門職に対して制度や実際の使い方などを周知し、現場の身近な専門職から利用者本人へ伝えるようなことができればスムーズに広められるのかなと思います。

委員長 支援を必要とする本人自ら情報を得るというのは難しいので、やはり本人を支える周囲の人たちにきちんと情報が届くようにするといいという御意見ですね。

C委員 介護保険事業者連絡会などで周知してもらえると、中核機関を利用される方も増えるでしょうし、中核機関に対しての疑問や質問も挙がってくると思います。

委員長 連絡会の場をお借りして中核機関の機能を周知することでお互いに情報共有を図るということですね。1回で終わるのではなく、継続的にできるとよりいいと思います。一般論での説明ではなく、実際に現場で支援に組み込んでいくための活用方法など、具体的な説明をしていくことで、2次的窓口としての中核機関と1次的窓口をうまく使い分けてもらう必要があります。他市の中核機関でも、ケアマネジャーの連絡会や地域包括支援センターの連絡会などに出向いて、お互いにやりとりをされているところもあります。

D委員 福祉関係者は中核機関のことを多少なりとも聞いたことがあると思いますが、具体的にどういうものかという理解にまでは至ってないと思います。福祉にあまり関わりがない人にまで行き渡るのには時間がかかると思うので、当初は今までの意見にもあったように、福祉関係施設や高齢者・障がい者に直接携わっている方を対象に説明していけば、支援者ベースの広がりが期待できると思います。まずは支援者に興味を持ってもらうことが吹田市として最初にやるべきことかなと思います。先行市では、情報共有にはすごく時間がかかったと聞きました。吹田市でもそこは時間がかかる、時間をかけないといけないと思った方がいいかもしれません。

委員長 まずは福祉関係者からということですね。民児協の中では研修会や勉強会などされているのでしょうか。

D委員 研修会の中でさわりの部分を話したことがあります。民生委員の定数は551人ですが、その中で4～5人程もう一回詳しく教えてほしいと聞きに来られた方もいますので、そういった方には市民後見人のことも含めて詳しく説明すると、中には市民後見人

事業が始まれば、講座を受講したいと言ってくれる人もいます。

委員長 民生委員の方々は今でも非常にたくさんの制度に関する知識をお持ちだと思いますが、その中に成年後見制度も加えていただけると良いですね。

E 委員 初めの一步としてはまずは存在を認識してもらう必要があります。例えば市民後見人の養成講座では最初にオリエンテーションがあって、経験のある市民後見人の方が自分の体験を語ることで、それを聴いた人たちが次の講座を受講するといったような流れになっています。そういう身近な存在として、どういった効果があるのか、体験談、当事者の声などを伝えることができればいいんじゃないかと思います。あくまで市民対象としては、存在をアピールできるような第一歩があれば次へつながると思います。

委員長 身近な体験を取り上げることでわかりやすく伝えていければということですね。頭から成年後見制度というとなかなか法律的な話のように思えて身近に感じられませんが、「遠くに住んでいる両親が心配で」というような、実際に市民の方が抱えておられるようなことを切り口にするのは効果的だと思います。

F 委員 我々の場合であれば、日頃の業務を通じた情報提供を行っていくことが考えられると思います。組織としてできることとすれば、大阪司法書士会リーガルサポートの会員に吹田市における中核機関の設置がなされることを周知し、その後各会員において後見業務の相談があったときに情報提供としてチラシを配布することができます。吹田市に限定すると、一般向けの相談会を「吹田さんくす」で開催しており、毎週相談者が来られますので、その際に吹田市に新しく中核機関が設置されましたという情報提供をすることも考えられると思います。

委員長 所属団体の活動を通じて周知を図っていただけるということでですね。ありがとうございます。よろしくお願いいたします。

G 委員 今までのみなさんの意見に加え、当事者の方にどう伝えていくかということと言えますと、障がいのある方々の当事者の会や、家族の団体を通じて、自分たちにとってどう役に立つのか、どう支援

をしてくれるのかをわかりやすく伝えたり、逆に当事者の方々の意見を反映するというようなことをしていけると良いです。周知の方法としてホームページへの掲載や動画配信というだけではなかなか難しく、個別にそれぞれの団体と対話を重ねていくということも必要かと思います。本人中心の支援をしていきたいと思いますというものですので、支援者プラス本人にどう伝えていくかを考えることは、難しいことだけれども大事なことだと思います。認知症サポーターなどいろんな取組が地域で行われていますので、そういった地域の取組の中に中核機関もあるということを知らせていけるような仕掛けができると良いと思います。

委員長

成年後見制度や日常生活自立支援事業などがありますが、本人あるいは家族が理解するというのが難しく、なかなか支援に結びつかないといったことがあると思います。いかにして本人や家族の方に制度の内容を伝えるかが支援者の方にとっても御苦労であり悩みでもあるかと思いますので、できるだけ本人やそれを支える家族の方に納得していただけるような情報の伝え方というのは非常に大事だと思います。

それともうひとつは、制度の一般的な周知も大事ですが、例えば地域包括支援センターに必要な情報は何か、あるいは障がい者相談支援センターで周知したい情報であっても、精神障がい者と知的障がい者で必要な情報も違いますので、それぞれの支援を必要とする人たちに特化したようなわかりやすい個別の情報発信も必要だと思っています。

貴重な御意見ありがとうございました。それでは続いて事務局から議題3、中核機関の実施計画と進捗管理について説明をお願いします。

事務局

それでは中核機関の実施計画と進捗管理について説明いたします。資料6ページを御覧ください。中核機関の業務内容につきましては前回会議でも案を提示させていただきましたが、その中でもまずは開設当初の重点取組事項について、委託元である市と中核機関の間ですり合わせていきながら、初年度の実施計画を作成したいと考えております。実施計画の素案については資料7ページの「中核機関業務実施計画評価シート（案）」の様式にて、運営委員会を活用し作成します。特に開設当初は市と中核機関だけではなく、三士会からも御助言をいただきながら作成できればと考え

ております。次に運営委員会で作成した実施計画の素案を協議会で報告し、協議会構成員の皆様からも御意見を聴取したうえで、当該年度の実施計画を策定します。事業の実施状況については運営委員会にて毎月または2か月に一度、実施計画に沿った取組ができているかを市と中核機関双方で確認します。年度末時点で中核機関が「中核機関業務実施計画評価シート（案）」の取組結果欄に取組状況を記入し、評価欄には取組状況に応じてA～Dの自己評価を記入します。取組結果と評価から、課題と次年度以降の取組予定を抽出し該当の欄に記入します。ここで抽出した中核機関の業務における課題と次年度以降の取組予定について年度末の協議会にて報告し、協議会構成員の皆様から御意見をいただき、次年度の実施計画作成に反映させていくという流れで初年度の事業を開始したいと考えております。

資料8から9ページの「実績報告書（案）」につきましては、年度末経過後、委託業務の検収時に各業務の数値実績について、中核機関から市への報告を求め、委託業務が適切に実施されているかを確認する想定をしております。中核機関ができたことによる効果検証につきましては、開設から一定期間経過後に、1次的窓口となる地域包括支援センターや障がい者相談支援センターの職員等に満足度調査アンケートを実施することなどを考えています。事務局からの説明は以上でございます。

委員長

私からの希望として、先ほどの説明の中で満足度調査を行うという話がありましたが、それは非常に良いことと思います。最近いろんな会議でも問題になるのは評価ということについて、例えばなんとかのフォーラムを実施しました、予定していた定員を上回る人数が参加されました、それに基づいて評価を二重丸とします、ということがあり、それもひとつの評価の方法だとは思いますがそれよりも、実施した結果どうなったかというところを拾い上げてほしいと思います。先ほどの満足度調査もそうですが、中核機関のホームページを作ったとして、何件アクセスがあったかはもちろんのこと、できればそこからどれだけ相談支援に結びついていくかまで結果を追えると、単なる数字ではない評価ができると思います。成年後見や福祉はそもそも数字的、量的な評価が難しいとは思いますが、できるだけ効果を検証できるような考え方を持っていたいただきたいと思います。

他の御意見はいかがでしょうか。

D委員 吹田市には「市民の声」という市民の意見を吸い上げる機能があり、以前にも成年後見についての意見があったように思います。中核機関が開設されたことにより今よりも「市民の声」に成年後見についての意見が挙がるかを確認し、また、そこで挙げた「市民の声」をもとに、こういった会議の場で議論することができればいいと思います。

委員長 「市民の声」の集め方というのはどういうものか事務局説明をお願いします。

事務局 主に市ホームページの各室課のメールフォームから問い合わせがあったものや、市政についての御意見や御質問について、市からの回答内容とあわせて公開を希望された方について、一覧表にして月ごとに公開しているものです。

委員長 ありがとうございます。続きまして、議題4に移ります。「吹田市成年後見制度利用促進体制整備検討会議における意見書（案）」を御覧ください。前回検討会議の終わりに申し上げたとおり、本検討会議における意見を市へ提言するため、意見書（案）としてまとめて参りました。今後の成年後見制度の利用促進に向けて、本検討会議での議論が活かされるよう、別添としてこれまでに挙げられた意見について分類ごとに一覧表にしたものと、会議で示されてきた中核機関の業務内容についてなどを添付しています。この意見書（案）について、委員の皆様から御意見等はございますか。

D委員 意見書（案）別添1の検討会議における意見一覧について、1番の「成年後見制度における現状と課題について」にある、吹田市は成年後見制度の潜在的なニーズが多いだろうという意見について私も同様に感じており、今日は社協の方も来られていますが、社協の法人後見に結びついているのはその中でも数件となっており、なかなかニーズに追い付いていない印象です。中には制度を必要としていても、金銭的な問題などで利用できていない人や、手続きや書類作成を難しく感じ、利用したくてもできない人がいると実感します。中核機関ができればそういったニーズの調査も行い、正確な人数が把握できると良いと思います。

委員長 申立をしてから成年後見人が選任されるまでの間、本人に契約能力がないため日常生活自立支援事業も受けることができず、現場のケアマネジャーや相談支援員の方が本人の金銭を預からざるを得ない状況になっていることがあると以前の検討会議でも話がありました。あるいは日常生活自立支援事業にも待機者が多いことから、その待機期間にもやむなく支援者が金銭管理をしているような現実があるかと思います。そういった状況からすると、やはり潜在的なニーズというのは多いように思います。それからもうひとつ、成年後見制度に関するネガティブな情報はよく流れますが、正確な情報はなかなか伝わっていないところがあります。中核機関を作る意義として、正確な情報を伝えていくというものがあると思います。国では任意後見制度を促進するような動きになっていますが、実際にはなかなか上がっていない中、枚方市では中核機関を開設したところ、任意後見の件数が増えてきているような実態もあります。

 ただいま意見書（案）の別添資料について御意見いただきましたが、他に御意見のある方はいますか。ないようでしたら、皆様御賛同いただけたということでよろしいでしょうか。

 （全委員拍手で承認）

委員長 それではこの意見書（案）を本検討会議における意見書とさせていただきます。意見書作成作業のため、今から 15 分間の休憩とさせていただきます。14 時 55 分に再開しますので、それまでに着席をお願いします。では、一時休憩とします。

 （15 分休憩）

委員長 それでは会議を再開します。次第 3 の意見書の手交を始めます。

委員長 （意見書読み上げ、大山福祉部長に手交。）

大山部長 ありがとうございます。市長に代わりまして、私福祉部長がお受けします。

委員長 意見書の手交を持ちまして、すべての議事を終了いたします。これまで回を重ねて来ました検討会議も本日で最終回となりますので

で、皆様よろしければ最後にこれからの中核機関の運営や権利擁護の推進に向けて、御感想や期待することなど、何かお一言ずつ御意見をいただければと思います。

A委員 これで検討会議が終了して、地域連携ネットワークに係る協議会につながっていくものだと思いますが、やはり始めてみないとわからないことがあると思います。全部をいきなり完璧にすることはできませんし、広く開かれた資源としてスタートするよりは、まずは対象を絞って困難なケースなど専門性の高いものや、既に支援者や後見人がついているケースを支援するようなことから始めることが中核機関に求められると感じました。敷居を上げるというわけではないですが、最初是不特定多数を対象として担っていくことは困難だと思いますので、整理しながらまずはやってみて、委員長がおっしゃっていたように効果を検証して評価するというのを繰り返すうちに力がついていき、地域が適切に中核機関を利用していける時期に移っていくものと思います。

B委員 現場では成年後見が必要な人が本当にたくさんいます。後見人をつけるまでにも時間がかかりますが、それ以前に理解を得ることに非常に苦勞をしていて、その間現場は混乱しながらもなんとか動いている状況です。中核機関ができることによってまずはそこに相談ができて、すぐには進まないかもしれないけれど、アドバイスをいただいたりしながら、私たちの方も理解を深めて、制度をうまく使えるようになればいいのかなと思いました。

C委員 今後、認知症の方など判断能力が低下した方がますます増えていく中で、判断能力がなくなっても安心して暮らすことができる地域というものを目指していきたいと思っています。今回、中核機関として吹田市社協が最適だということになりましたけれども、最初は難しいと思うので、私たち専門職も協力しながら、中核機関が機能できるように一緒に作り上げていけたらいいなと思います。

D委員 吹田市に今75歳以上の方は約5万人いて、どれだけの方が対象になるかはわかりませんが、今後市民後見人とはマンツーマンの関係になると思うので、市民後見人の苦勞が報われるような形になると良いと思いますし、やったらやった分だけしんどくなるというようなことがないよう、バックアップとして1人の市民後見

人に対して複数人で対応するような連携体制が必要だと思います。みんながしんどくならないように、ちょっとずつお助けマンになれるような形が理想だと思います。

E 委員 おっしゃるように我々三士会がバックアップしながら、本人よりも結果的に支援者や家族の意見に誘導されてしまうということがないよう、本当の権利擁護になるように協力させていただけるとありがたいと思っています。

F 委員 主に吹田や北摂エリアで業務をしていまして、我々からすると中核機関の設置というのは非常に心待ちにしている、可能であればなるべく早く設置をしていただきたいという思いを抱き続けて来たので、具体的に設置に向けて話が進んでいることが非常にありがたいと感謝しております。今後は初めてのことに手探り状態になるとは思いますが、我々の会においてもできることは最大限協力を惜しまずに、みなさんと一致団結した上でより良い形で中核機関を設置できればいいなと考えております。今後もより活発な議論等に参加させていただき、助言ができればと思っております。

G 委員 成年後見制度利用促進とはありますけども、やはり地域福祉の課題として意思決定支援が必要な方について、成年後見制度を含めどのように支援をしていくかを考えるために、地域のチーム支援づくりのサポートが大切だということを議論してきたと思いますので、そういう視点で吹田市の権利擁護が進んでいくことを強く期待します。先ほども現場で支援者が困っているという話がありましたが、中核機関ができることで、現場のチームで支援しているみなさんがどのように本人の意思を尊重した支援をしていけるかということを、吹田市のいろんな特色のある地域ごとに作り上げていければ良いと思います。私も吹田市で何人か後見人をしていますが、障がいの分野も高齢の分野もそれぞれ特色のある事業者や団体がいろんな地域を作ってきていると感じていますので、上手に力をつけていただくように権利擁護の地域連携ネットワークができたらいなと思っています。大きな自治体にしてはやや後発ですが、後発の最大のメリットは先発の良いところ取りができるということでもありますので、時間がかかると言いつつも、これまでに先行市がやってきたことを上手に吸い上げて、急速に育っ

ていただける筋を十分に持っているのが吹田市だと思っていますので、そこに私たち弁護士会の力をお貸しして、一緒に考えていきたいと思っています。今、国では成年後見制度の見直しをしています。必要なときに必要なだけ使って、それがなくなれば終わる制度にしていくため、数年後には法改正もされるだろうと思っています。そうすると大事なのは、必要なときは成年後見を使うけれども、そうじゃない日常ではいかにして地域の中で本人の意思決定支援を支えるかということです。日常生活自立支援事業もそうですし、支援者のみなさんが本人の金銭管理や生活に必要な手続きを事実上行っているようなところを制度化し、地域の中で見ていけるようにしていこうということを、モデル事業としてやっていますので、恐らく吹田市でも数年間のうちにそういう動きが出てくるのではないかと思います。そういったものと、新しい成年後見制度を上手に使い分けていくようなものになるだろうと思いますので、一緒に考えていきたいと思っています。

委員長

委員の皆様、御多忙の中これまで貴重な御意見をいただきありがとうございます。おかげさまで先ほど福祉部長に検討会議の検討結果を意見書という形で手渡すことができました。今後は吹田市の権利擁護の推進における、まさに中核となる中核機関の立ち上げ、そして運営につきましても、ここにおいで委員の皆様方の御協力なくしては立ち行かないものですので、末永い御協力をお願いしたいと思っています。三士会の先生方も全面的に協力するとおっしゃっていただいていますので、非常にありがたいなと思っています。あとは3点ほど事務局にお願いがあります。ひとつは先ほど力量の問題が上がっていました。中核機関を立ち上げた途端にいろんな問題がどっと押し寄せますが、非常に専門的な判断や、同時に事務も必要になってきますので、ある自治体ではなかなか追いつかないということで、三士会の先生方にもたれかかるような形で必死のパッチでやっていますけども、吹田市の場合は社協が法人後見もやっていますので、まだ安心かなと思っています。そこらへんも三士会の先生方に十分にバックアップしてもらいながら、立ち上がってすぐにフルスピードで走れるように準備してほしいと思っています。もうひとつは市民後見人について、資料の中では今後の予定ということになっておりますが、いつどのように養成事業を始めるのか、先になってから考えるのではなく、中核機関立ち上げ当初から計画的に進めていただき

たいと思います。最後に中核機関の名称について、中核機関というのも権利擁護というのも市民にとっては非常に馴染みのない難しい言葉になっていますので、多くの自治体では愛称がつけられています。例えば私が関わっている枚方市であれば「こうけんひらかた」とか、あるいは「つながりネット」のような名称を使っているところもありますが、「権利擁護成年後見センター」というところもあったり様々です。決め方については広く日本全国に公募するところもありますし、事務局で案を作って決められているところもありますが、やはり市民の方に馴染みやすい名称を考えていただけたらなと思っています。私からは以上です、ありがとうございました。事務局は本検討会議における意見書をはじめ、皆様からいただいた貴重な御意見を、今後の中核機関の運営や権利擁護の推進に活かしていただきたいと思います。それでは事務局から事務連絡があればお願いします。

事務局

本日も皆様より貴重な御意見をいただきありがとうございました。本日をもちまして本検討会議を終了いたしますが、中核機関の設置に合わせて、本検討会議を地域連携ネットワークに係る協議会に移行したいと考えております。その際は、改めて同協議会委員の推薦のお願いをさせていただき、委員の選任を予定しております。本検討委員のみなさまにおかれましても、可能な限り引き続きお引き受けいただけますとありがたく存じます。どうぞよろしくお願いいたします。

続きまして今後のスケジュールでございしますが、8月末には中核機関設置の際に必要となります、専門相談に関しまして三士会の皆様と協議をさせていただき予定としております。早期の設置に向けて、次年度の予算要求等の準備を進めていきたいと考えております。また、協議会に御参画いただく大阪家庭裁判所との調整や、1次的窓口である地域包括支援センター及び障がい者相談支援センター職員等に向けた事業説明などにも取り組んでいくこととしております。事務局からは以上でございします。

それでは事務局を代表しまして、福祉部長の大山より閉会の御挨拶をさせていただきます。

(大山福祉部長から挨拶)

委員長

それでは、これにて吹田市成年後見制度利用促進体制整備検討

会議を閉会します。皆様、長きにわたりどうも御協力ありがとうございました。